## 沿岸広域振興局長告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年8月29日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

## 1(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 吉里吉里釜石線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員		延	長
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須		A	m		m
賀町229番 2 地先まで	新		30.0~12.8		257. 5
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須		В			
賀町95番地先まで			21.0~8.3		581. 3
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須	IΒ	A			
賀町229番 2 地先まで	IΠ		30.0~12.8		257. 5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
  - イ 期間 平成26年8月29日から同年9月29日まで
- 2(1) 道路の種類 一般国道
  - (2) 路線名 340号
  - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市和井内第1地割8番10地先から8番57地先まで	新	m	m
		193. 6~6. 8	180. 0
	IΞ	26.0~6.8	180. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - イ 期間 平成26年8月29日から同年9月29日まで